

答 申 書

(答申第5号)

平成27年8月19日

福井市個人情報保護審査会

答 申

(第5号)

第1 審査会の結論

異議申立人が行った「市内在住男性に係る「債権差押え通知書」同写し 差し押えに関する起案書を含む一切の文書」の個人情報開示請求に対し、福井市長（以下「実施機関」という。）が個人情報一部開示決定通知書（平成27年1月9日付け納第2028号）で行った一部開示決定において非開示とした部分のうち、「催告・訪問・実態調査の記録」の下記の部分については開示すべきである。

- (1) 年月日欄平成26年7月9日9時23分における年月日及び内容
- (2) 同欄同日10時25分における年月日及び内容
- (3) 同欄同日15時00分における年月日及び内容
- (4) 同欄平成23年4月27日16時13分における年月日及び内容

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

実施機関が、平成27年1月9日付け納第2028号個人情報一部開示決定通知書で異議申立人に対して行った個人情報一部開示決定は、これを取り消し、全部を開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由及び異議申立人の主張の要旨

異議申立人が、異議申立書及び福井市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に提出した意見書並びに口頭による意見の陳述において主張する異議申立理由の要旨は次のとおりである。

- (1) 当該個人情報一部開示決定は、福井市個人情報保護条例（平成14年福井市条例第25号。以下「条例」という。）第16条第3号本文に規定する非開示情報（開示請求者以外の個人情報）に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため及び同条第6号本文に規定する非開示情報（事務事業情報）に該当し、開示することにより税務調査において正確な事実の把握を困難にするおそれがあるためとしている。しかし、これは一部開示の理由とはならないと考える。
- (2) 非開示とした部分についても、異議申立人に関する個人情報であり、適正な方法手段をもって異議申立人の保有する財産及び負の財産（預貯金等を含む現金）並びに固定資産の情報取得は過剰なる業務執行であるとともに不当な業務執行であり、それにもまして一部開示することは不当な判断である。
- (3) よって、この処分は、不当であると言わざるを得ない。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関が、審査会に提出した理由説明書及び審査会で行った意見陳述での主張の要旨は次のとおりである。

今回の個人情報開示請求に対しては、次に掲げる理由により公文書の一部開示決定を行った。

(1) 第三者の個人情報に該当するため

対象となった公文書には、開示請求者に対する滞納処分に関する第三者の氏名、住所、電話番号及び印影並びに行動内容が記載されている。これらは特定の個人を識別することができるものであることから、条例第16条第3号本文に規定する非開示情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(2) 市の事務事業情報に該当するため

地方税の滞納処分については、地方税法（昭和25年法律第226号）において「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されており、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第141条（質問及び検査）に基づき、収集した税務調査結果を用いて、今後の方針を決定し滞納処分等を実施する。異議申立人からの対象となった公文書には、税務調査・調査結果そのものの文書が含まれているだけでなく、滞納処分に着手するまでの過程が記載され、いわゆる「手の内」に関する情報であり、公開することにより今後の徴収事務の的確な事実の把握を困難にするおそれがあり、条例第16条第6号アに規定する非開示情報に該当するため。

(3) 請求の対象外であるため

対象となる公文書「催告・訪問・実態調査の記録」には、滞納処分に関わらず、異議申立人との交渉経過、関連する情報の全てが記載されているものであるが、異議申立人との文書のやり取り及び所有不動産の現況については、滞納処分とは関係のない記録であるため、異議申立人が請求した「差押えに関する起案書を含む一切の文書」には該当しないため。

第4 審査会の判断

1 「催告・訪問・実態調査の記録」について

「催告・訪問・実態調査の記録」は、実施機関が市税の徴収事務のために滞納者等との交渉記録等を情報共有し、利用できる専用のシステムに蓄積された電磁的記録である。

「催告・訪問・実態調査の記録」に記載される内容は、徴収事務の対象者に

対する実施機関、対象者又は第三者の行動及び予定を年月日、内容及び折衝の記録並びに対応者を記録したものであり、滞納者の納税相談及び交渉をした際の情報、経過等を記録するだけでなく、実施機関が組織的に滞納整理の方針と判断をするために必要な記録であるとしている。

2 「税務調査に関する文書」について

実施機関は、年金及び預金に関する調査を年金に関する機関及び金融機関に対する調査を実施し、それらの機関からの回答を得る一連のやり取りを税務調査として行っている。

3 本件非開示部分について

実施機関は、次の事由により一部開示決定を行った。

- (1) 「催告・訪問・実態調査の記録」に記載されている第三者の氏名、住所、電話番号及び行動並びに「平成26年6月13日付け差押調書」に記載されている第三者の氏名及び印影（以下これらを「本件非開示部分1」という。）については、条例第16条第3号に該当する。
- (2) 「催告・訪問・実態調査の記録」に記載されている年金、預金又は不動産に関する税務調査及び滞納処分に至るまでの事務に係る部分の行動（年月日及び内容）並びに「税務調査に関する文書（年金及び預金に関する調査について関係する機関に調査し、回答を得る一連のやり取り）」（以下これらを「本件非開示部分2」という。）については、条例第16条第6号に該当する。
- (3) 本件非開示部分2のうち「催告・訪問・実態調査の記録」の一部分については、第三者の氏名が記載されている箇所があり、これらの部分は、条例第16条第3号に該当する。
- (4) 「催告・訪問・実態調査の記録」に記載されている実施機関の回答書の送付に係る事務手続及び開示請求者が所有する不動産の一般的な補足説明（以下これらを「本件非開示部分3」という。）については、異議申立人が差押えに関する起案書を含む一切の文書として請求をした内容の範囲外の文書である。

4 条例の規定について

条例第16条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」を非開示情報と規定している。

また、同号ただし書きは、「ア 法令等の規定により、又は慣行として開示請求

者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する部分は開示しなければならないことと規定されている。

条例第16条第6号は、「市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれ（同号アにおいて「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定）その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非開示情報と規定している。

5 本件非開示部分の妥当性について

(1) 本件非開示部分1について

本件非開示部分1については、異議申立人以外の者の氏名、住所、印影、電話番号及び行動内容であり、氏名は条例第16条第3号ウの公務員等の氏名には該当しないことが確認できた。

これらの情報は、条例第16条第3号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

(2) 本件非開示部分2について

本件非開示部分2については、市税の徴収事務に関し、年金、預金等の差押え等に至るまでの税務調査及び滞納処分に関するやり取りの記録であり、実施機関と異議申立人以外の者とのやり取りの記録等であることが確認できた。

実施機関の説明によると、これらの情報は、異議申立人との交渉経過に限らず、実施機関における徴収事務の手法及び今後の方針等、いわゆる「手の内」が記載されているものであるとしている。

審査会で検討したところ、本件非開示部分2については、一つ事象のみ検討すると何ら「手の内」に該当するとは判断できない部分であったとしても、その一連の過程、経過を全体像として捉えると、実施機関の税務調査及び滞納処分のための具体的な手順が明らかになる。また、本開示請求と同種の開示請求事案がなされ、これらの開示情報が蓄積されることにより、実施機関の税務調査及び滞納処分のための具体的な手順の全てが明らかになりかねない。

そうなると、本件非開示部分2が開示された場合には、徴収事務の具体的な手法である調査方法や滞納処分に着手するまでの過程、判断等が明らかとなる

ことから、その結果として、納税者の正確な状況把握が妨げられ、徴収事務の適正な運用に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示部分2は、条例第16条第6号に該当するので、非開示が妥当である。

(3) 本件非開示部分3について

本件非開示部分3については、実施機関が異議申立人に送付する文書の送付に係る事務及び土地のつぶれ地の分筆登記に関する一般的な事務手続を記載したもの（異議申立人の所有地の地籍記載あり。）であることが確認できた。

実施機関は、本件非開示部分3が、開示請求の範囲の対象外であるとしているが、本開示請求において、異議申立人は、「開示請求に係る個人情報の内容」として、「一切の文書」としている。開示請求者は、請求段階では、具体的にどのような文書が存在し、文書中にどのような内容が記されているかを知り得ないのが通常である上、条例第16条においては原則開示としていることから、「一切の文書」の開示を求められた場合には、開示請求にあたり、実施機関が、請求対象となる文書の特定のための確認を行い、開示請求者があえて請求対象外であることを明示するなどの特段の事情がない限り、開示請求者において、一部の情報を開示請求から除外する意思は認められないというべきである。

本件においては、異議申立人において、あえて本件非開示部分3を開示請求から除外していると認められる特段の事情は認められず、実施機関が、本件非開示部分3を開示請求の範囲の対象外としたことには理由がないというべきである。

本件では、実施機関は、上記のとおり意思確認を行うことなく、本件非開示部分3を、開示請求の範囲の対象外と判断しているが、このように実施機関の判断で、開示請求の範囲の対象かどうかを判断することとなると、実施機関にとって開示することが都合の悪い情報が、恣意的に開示請求の対象外となり、自己情報は、原則として開示すべき旨を定める条例第16条の趣旨に反することになりかねない。

したがって、本審査会は、個人情報開示請求がなされ、「開示請求に係る個人情報の内容」として、「一切の文書」とされているような場合には、実施機関は、開示請求の範囲を幅広く解したうえ、請求対象となる個人情報の内容の特定に協力し、実施機関のみの判断で、開示請求の範囲の対象外であるとの判断を行わないよう求めるところである。

6 結論

以上の理由により、当審査会は頭書のごとく結論する。

なお、異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

平成27年8月19日

福井市個人情報保護審査会

会長 安藤 健

【 審 査 会 の 経 過 】

年月日	審査の経過
平成 27 年 1 月 20 日	諮問書受理（実施機関 福井市長）
平成 27 年 2 月 16 日	第 1 回目審査会 審議
平成 27 年 5 月 27 日	第 2 回目審査会 異議申立人及び実施機関意見陳述 審議
平成 27 年 7 月 7 日	第 3 回目審査会 審議
平成 27 年 8 月 6 日	第 4 回目審査会 答申案検討
平成 27 年 8 月 19 日	答申

【福井市個人情報保護審査会委員】

氏 名	現 職	備 考
安 藤 健	弁護士	会長
池 田 岳 史	福井工業大学教授	会長職務代理者
氣 谷 和 彦	行政経験者	
高 田 訓 子	福井男女共同参画ネットワーク顧問	
坪 川 貞 子	社会保険労務士	

（氏名は、五十音順）